

平成 26 年 4 月
生徒指導部

豊橋中央高等学校
いじめ問題に関する基本指針

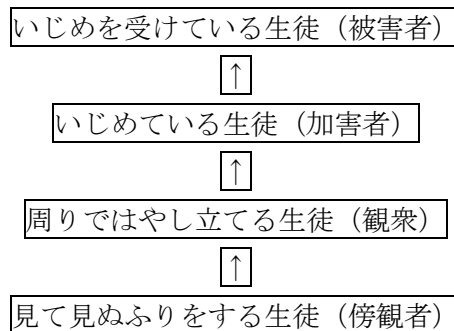
いじめの定義

「いじめ」を児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義すること。

1 いじめ未然防止のための基本施策

1. 未然防止、早期発見のための措置

- (1) 学級経営を充実させる
- (2) 授業中における生徒指導の充実
- (3) 倫理観、道徳観の育成
- (4) 教員の自主研修の奨励
- (5) 学校行事の充実
- (6) 生徒会活動のさらなる充実
- (7) hyper-Qu テストの年2回実施と学校アンケートの随時実施
- (8) 相談室の体制充実
- (9) クラス内外の情報伝達の拡充



2 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

- ① 教師と生徒との日常の交流をとおした発見
 - ・休みの時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り。
- ② 複数の教員の目による発見
 - ・多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒への関わり。
 - ・教室から職員室へ戻る経路の変更や生徒トイレの利用などによる気になる場面の発見
 - ・休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。
- ③ アンケート調査

・Hyper-Qu テストを年 2 回実施し、生徒現状の把握。

④ 教育相談をとおした把握

・相談室を気軽に利用できる環境づくり。

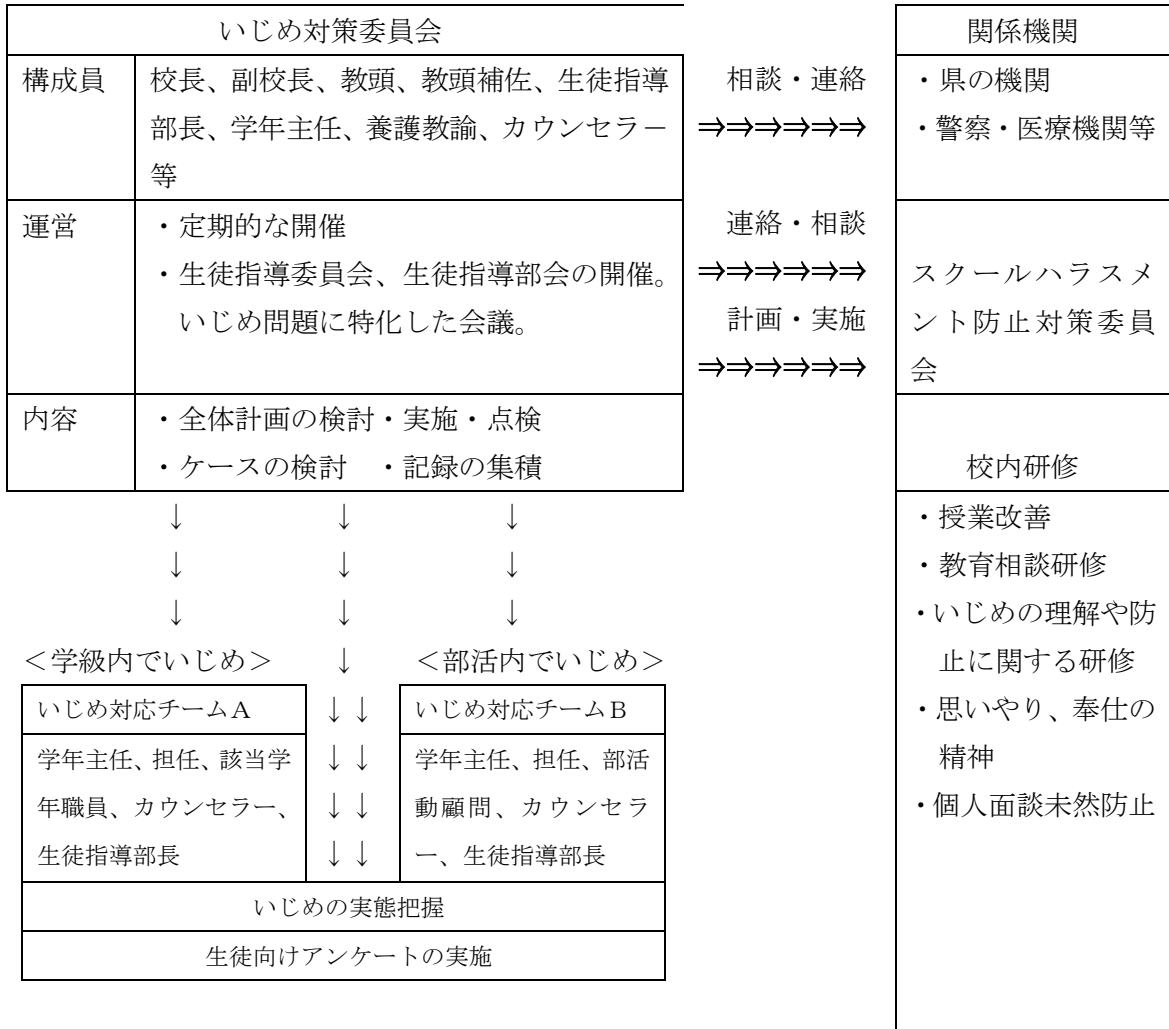
⑤ 生徒会が主体となった取り組み

・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取り組み。

3 いじめ発生時における対応

- ① いじめの状況（気になる情報）の把握
- ② 対策委員の編成
- ③ 対応方針の決定・役割分担
- ④ 事実の究明と支援・指導
- ⑤ いじめの被害者、加害者、周囲への生徒への指導
- ⑥ 保護者との連携

4 いじめ対策委員会の設置と流れ



いじめ指導状況報告カード

被害生徒	年 組 番	氏 名	(男・女)
関係する 生徒氏名 (年・組)	(加害者等、関係すると思われる生徒名)		
担任及び 支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害者の状況、保護者の状況)		
報告の状況	(第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。)		
対応状況			
月 日	被害者への対応内容	加害者への対応内容	
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (事情聴取した内容等の詳細は、別紙に記載し添付)	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (事情聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	